

公正取引委員会からの勧告について

本日、株式会社ニチリン（以下、「当社」）は、公正取引委員会より、改正前の請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告（以下、「本勧告」）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

当社においては令和7年4月から金型等保管費用に関する是正対応を開始していましたが、支払等が完了する前に立ち入り調査が行われ、本勧告に至ることとなりました。

1. 勧告の内容について

当社では、下請法（当時）上の適用対象となるお取引先様に当社製品の一部部品等の製造を委託しており、その製造に使用する金型等の一部をお取引先様に貸与しています。

本勧告は、当社が貸与した金型等のうち、発注のない期間が長期間継続していたものについて、お取引先様に対して無償で保管させていた行為が、改正前の下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

なお、本勧告において指摘を受けた勧告対象の期間は遅くとも令和6年9月1日とされており、関係するお取引先様は25社、金型等の総数は1,048型です。

2. 当社の対応について

当社は、このたびの勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が再発することのないように、運用の改善を徹底してまいります。

なお、対象となった金型等については、保管実態の確認を行い、勧告対象期間の金型等の保管に係る費用については、お取引様と協議のうえ令和6年9月1日から令和7年12月31日までについては、お支払しました。

令和8年分はお取引様とあらためて確認・協議のうえ支払い手続きを進める計画としております。また、次回以降の具体的な発注時期を示せない金型については、取引先様と協議のうえ、返却、廃棄その他適切な措置を推進してまいります。

あわせて、本件について役員及び従業員に周知徹底するとともに、中小受託取引適正化法（旧下請法）遵守の社内教育の実施、チェック体制を強化するなどコンプライアンスを一層強化し、取引先様ともより密なコミュニケーションを実施することで再発防止に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ニチリン IRチーム

TEL:079-252-4151